

令和4年5月

# 金山町議会臨時会会議録

## 金山町議会

招集年月日	令和4年5月18日
招集場所	役場議場
開　　会	午前10時

令和4年5月18日（水曜日）

令和4年5月金山町議会臨時会 会議録  
（第1日目）

令和4年5月金山町議会臨時会 会議録

令和4年5月18日

午前 10時 開会

1. 応招議員

1番 栗田保則議員

2番 中村忠行議員

3番 大場洋介議員

4番 沼澤道也議員

5番 柴田清正議員

6番 須藤典夫議員

7番 寒河江宏一議員

8番 星川智子議員

9番 早坂憲明議員

10番 矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 9番 早坂 憲明 議員 1番 栗田 保則 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	欠席
町民税務課長	柴田直樹	総務主幹	柴田知房

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤山一栄

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出議案の一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 提出議案の説明
- 日程第6 議案審議
- 日程第7 議員提出議案
- 日程第8 趣旨説明
- 日程第9 議案審議
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第11 閉会

## 議長

おはようございます。

本日の出席議員数は、10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和4年5月金山町議会臨時会を開会します。それでは、議事日程をお開き願います。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

## 議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番の早坂憲明議員と1番の栗田保則議員を指名します。

### 日程第2 会期の決定

## 議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期については、先に、議会運営委員会を開催し、協議していますので、その結果について、柴田清正委員長より報告を求めます。

柴田委員長。

## 柴田清正議員

5番柴田でございます。

それでは私から、先ほど特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について協議を行いましたのでご報告いたします。

本日、開会の令和4年5月の金山町議会臨時会の会期は、本日1日とすることにいたしましたのでご報告いたします。以上です。

## 議長

ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま柴田委員長の報告のとおり、本日1日と決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定しました。

## 日程第3 町長提出議案の一括上程

### 議長

日程第3、町長提出議案の一括上程を行います。

議第38号 令和3年度金山町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について

議第39号 令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について

議第40号 金山町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第41号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第42号 令和4年度金山町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

議第43号 令和4年度金山町一般会計補正予算(第2号)

議第44号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第45号 金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上8件を一括上程いたします。

## 日程第4 提案理由の説明

## 議長

日程第4 提案理由の説明を求めます。

町長。

## 町長

本日は、何かとご多忙の中、金山町議会5月臨時会にご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

提案いたします議案は、議事日程にございますように、議第38号から議第45号までの8件であります。その内容は、専決処分の承認5件、補正予算1件、条例改正2件でございます。

最初に、議第38号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出それぞれ3億2千941万2千円を追加し、予算総額を46億8千271万2千円といたし、令和4年3月31日付けで専決処分とさせていただきます。

その内容でございますが、先ずは、財政運営の健全化に関わるものとしまして、令和4年3月18日付けで、山形県知事から特別交付税の3月交付が2億3千951万7千円とする交付決定があり、12月交付分9千819万8千円を合わせますと令和3年度特別交付税の総額は、3億3千771万5千円となり、前年度対比3千55万円、率にして9.9パーセントの増となっております。

国からの各種譲与税並びに交付金につきましては、町議会3月定例会以降に最終の交付決定通知がなされ、環境性能割交付金等が予算より減額となりましたが、地方消費税交付金が3千6百4万4千円の増となるなど、国からの譲与税並びに交付金の合計で5千183万1千円の増額となりました。

このようなことから、翌年度への繰越財源の確保を考慮いたしますとともに、今後の財政基盤安定化、早期財政健全化を図るため、財政運営基金に1億5千万円、減債基金に3千

万円、及び資産活性基金に1億5千万円の合計3億3千万円積立することとしております。

また、ふるさと寄附事業でございますが、令和3年度分(令和3年4月から令和4年3月まで)の「ふるさと寄附」が確定し、寄附額が315万6千円の増額となっております。

一方、返礼品、通信運搬費などの事務費の精査を行ったところ40万3千円の不用額が生じる見込みであることから、事務費から積立金へ組替し、寄附金増額分とあわせて355万9千円を「かねやま応援基金」へ積み増しすることとしております。

新型コロナワクチン接種事業につきましては、4月に3回目の集団接種等を実施したため、必要とする経費について令和3年度から4年度への繰越予算が必要となり、事業費を精査し、医師委託料や会計年度任用職員報酬等を合わせて665万1千円を増額しております。

なお、令和4年度事業に係る繰越明許費1千200万円を設定いたします。その他、今冬の豪雪による国からの臨時道路除雪事業費補助金400万円や、公立学校情報機器整備費補助金83万6千円が新たに交付されることや社会資本整備総合交付金が126万6千円の増額になった一方、事業費確定により住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の650万円、個人番号カード交付事業費等補助金154万8千円及びまめ(落花生、健康、勤勉・忠実)づくり推進事業費補助金234万7千円を減額しております。

財源につきましては、地方交付税、寄附金及び雑入を増額する一方で、国庫支出金及び繰入金(かねやま清い心の町創造基金)を減額して調整させていただきました。

続きまして、議第39号 令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について につきましても、令和4年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、予算総額の変更はなく、歳出項目内の組替の補正となっております。

内容は、事業実績等により各種介護サービス給付費等を減額いたしましたほか、今後の高齢化に伴う介護給付対象者の増加が見込まれるため、介護給付基金に4千万円の積立を行い、介護保険料の抑制や財政基盤の強化を図ってまいるのでございます。

次に、議第40号 金山町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について 及び 議第41号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について の2件でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の本則及び附則にかかる条項及び条文につきまして整合性を図るために所要の改正を行う必要があります、令和4年3月31日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。

地方税法の改正内容は、住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するなどの見直しとなっており、住宅を取得して、令和4年から令和7年までの間に居住の用に供する場合まで適用が延長されたものであります。また、固定資産税及び都市計画税の土地の負担調整措置といたしまして、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5パーセントから2.5パーセントとするなどの改正となっており、町の税条例等及び都市計画税条例に関係する条文、条項等の改正を行ったものでございます。

続きまして、議第42号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について でございますが、歳入歳出にそれぞれ3千518万8千円を追加し、予算総額を40億3千818万8千円といたしましたものでございます。

町内におきましても今年2月から新型コロナウイルスの感染が拡大し、特に3月下旬から4月上旬にかけて2件のクラスターが発生するなど、感染者数も拡大し大変心配される状況となりました。こうした現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした新型コロナ対策について、早急に予算措置を行う必要があると判断いたしましたので、令和4年4月20日付けで専決処分とさせていただいたものであります。

その内容は、4月上旬、町内事業所並びに個人事業者に対して、産業課ともがみ北部商

工会金山支部が現状の聴き取りを行った結果、長引くコロナ禍や町内における感染拡大に伴い、事業の継続が大変厳しい状況下にあるとの総括でありましたので、事業継続の支援策といたしまして、当年2月から4月までのいずれかの月の売り上げと、過去3か年のいずれかの年の同月比が20%以上減少している場合、比較した月を含む3か月と、当年2月から4月の3か月合算を比較し、減少額の20%（上限30万円）を支給する町事業継続補助金2千100万円と、当該事務に係る受付手数料及び振込手数料、計7万8千円を計上させていただいたものです。

また、交流人口の拡大方策といたしまして、シェーネスハイム金山の利用客拡大のための宿泊キャンペーンや魅力化向上策、動画やパンフレット作製によるPR宣伝事業に加え、令和3年度から実施しております「関係人口創出事業」により、金山町への関心や、町づくりへの新たな企画、提案をお持ちの移住希望者等に対するシェーネハイム金山への宿泊助成など、合わせまして1千411万円を盛り込んだところでございます。補正予算の財源につきましては、地方創生臨時交付金3千518万8千円により調整させていただきました。

続きまして、議第43号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ2千378万円を追加し、予算総額を40億6千196万8千円とするものでございます。

内容は、令和4年度当初予算でご可決いただきました、老人福祉センターやくし苑大規模改修工事につきまして、その準備を進めておりましたが、老朽化が著しいトイレの給水管更新や段差解消といったバリアフリー化の拡充に加え、ロシア・ウクライナ紛争等の影響を受け、原油や物価上昇に伴う建設資材等が高騰してきている状況から、あらためて詳細な工事費の積算を行ったところ、当初予算額と比べ大きく増嵩しており、実施設計業務委託料81万1千円、工事請負費1千890万5千円をそれぞれ増額計上させていただいたものでございます。

次に、令和4年3月28日、町内の産業団体等（建設業組合、森林組合、農業協同組合、農業委員会、認定農業者協議会）から、「GNSS基準局設置に関する要望書」をいただいたところですが、産業分野へのICT導入が進展するなか、測量や農業用ドローン等の位置情報について、より実用の精度向上を図る環境整備の要望がございましたので、それらに対応することといたし、役場屋上へのGNSS基準局アンテナ設置工事13万2千円を計上させていただきました。

また、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきまして、5月12日付け厚生労働省事務連絡で、5月中の交付申請、6月1日付けの交付決定及び同月中旬の支払い予定とのスケジュールが示されるとともに、速やかな対応を要請されたところであります。住民税均等割が非課税の子育て世帯が支給対象で、18歳以下一人につき5万円が支給されることとなりますが、当町における対象児童は45人と見込まれますので、給付金225万円及び当初申請の簡素化の観点から国が示した算出方法による事務費168万2千円を計上させていただきました。

財源につきましては、国庫支出金及び前年度繰越金のほか、70%の交付税措置がある起債（緊急防災・減災事業債）を増額し調整しております。

最後となりますが、議第44号及び議第45号の2件は、人事院勧告に伴う特別職並びに一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

令和3年人事院勧告につきましては、令和3年8月10日に人事院から国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与改定勧告がなされたところであり、内容につきましては、期末手当を年間で0.15月分減額とするものでございます。

国では人事院勧告のとおり実施することについて、令和3年11月24日に閣議決定を行い、特別職の給与についても勧告の趣旨に沿って取り扱うものとし、引き下げに相当する額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととされました。

本年4月7日に国家公務員の改正給与法が成立いたしましたので、これまでと同様、国に準拠して町の特別職並びに一般職の職員の給与に関する条例を改正させていただくものがございます。

最初に、議第44号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、特別職の期末手当の支給月数を年間3.30月から3.20月とし、本年6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.60月に改正するもので、施行期日は、公布の日からとなります。

続きまして、議第45号 金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、一般職の期末手当の支給月数を年間2.55月から2.40月とし、本年6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.20月に改正するものがございます。また、再任用職員（現在2名）につきましても、年間の支給月数を1.45月から1.35月とし、本年6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.675月に改正するもので、施行期日は、公布の日からとなります。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましても、金山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則で一般職の職員の給与に関する条例に準ずることになっておりますので、一般職と同様に年間0.15月の引き下げとなります。

また、いずれも附則による規定において、6月期の本来額から令和3年12月期の引き下げ相当額を減額することで調整を行うこととしております。

これらの条例改正が議決された場合は、特別職及び一般職の person 費は総額で580万円ほど減額となる見込みでありますので、町議会6月定例会で提案させていただく各会計補正予算において減額補正をお願いする予定としておりますので、併せてご承知くださるようお願い申し上げます。

以上、8件につきまして提案理由を申し上げますが、詳細は、担当課長等から説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

**議長** ありがとうございました。 町長。

**町長**

大変失礼いたします。

ただいま、提案説明を、要旨を申し上げましたが、1点訂正がございますので、この場で申し上げさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの下から3段目というところで、過去3カ年のいずれかのというところで、議第42号に係る部分の産業課管轄のところなんです。過去3年間のいずれかの年の同月比が20%以上減少している場合、というところの文言でございますが、ここで比較した月を含む3ヶ月と当年2月から4月の3ヶ月合算を比較し、減少額の20%というふうに申し上げましたが、ここは減少額の2分の1にご訂正をお願いいたします。そこを1ヶ所訂正をさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

#### **日程第5 提出議案の説明**

**議長**

日程第5 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

**丹敏雅総務課長**

(朗読、説明省略：議第38号議案書のとおり)

**議長**

健康福祉課長。

**正野学健康福祉課長**

(朗読、説明省略：議第39号議案書のとおり)

**議長**

総務課長。

**丹敏雅総務課長**

(朗読、説明省略：議第 40 号から 45 号議案書のとおり)

## **日程第 6 議案審議**

**議長**

日程第 6 議案審議に入ります。

議事整理の都合上、質疑を、議第 38 号から 42 号までの 5 件、議第 43 号の 1 件、議第 44 号から 45 号までの 2 件に分けて行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって質疑を、議第 38 号から 42 号までの 5 件、議第 43 号の 1 件、議第 44 号から 45 号までの 2 件に分けて行い、採決を 1 議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第 38 号から 42 号に対する質疑を許します。

早坂議員。

**早坂議員**

9 番、早坂であります。議第 41 号金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてお伺いします。

地方税法のですね、一部改正というふうなことでありますけれども、いろいろコロナで商店街は厳しいというような状況になっておりますけれども、この法律の改正はですね、ようするに景気回復に万全を期すと。そして緩和の観点から、商業地の課税を低くするというふうな、税法の一部改正でありますけれども、我が町にとってはどれだけの成果というか、効果あるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

**議長**

柴田町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

この度、負担調整措置の激変緩和策ということで、条例改正をさせていただいておりますけども、その中で見直しが行われているのが商業地ということで書かれております。ただ、この商業地につきましては、宅地、いくつか区分ありますけれども、商業地、住宅地、工業用地、村落地区というふうなことで分かれておまして、金山町におきましてはすべて村落地区というところに入っております、実際その商業地区というところはないということで、ですので実際の影響はないということになります。

ただ、条例例に合わせまして、こちらの改正をさせていただいているということでございますのでよろしく願いいたします。

**議長** はい。早坂議員。

**早坂議員**

なかなかその範囲には入っていないという一部条例でありますけども、この範囲に入っているこの商業地なった場合には、どれだけその範囲の一部の条例の改正の効果というか、もしわかればお聞きしたいと思います。なければ、これで終わります。

**議長**

町民税務課長。

**柴田直樹町民税務課長**

もちろん国の方で、この制度化する際にはその試算を行った上で、こういった形にしておるといふふうになっておると思われますけれども、国全体の効果として、どの程度というのはちょっと把握していない状況でございます。

よろしく願いします。

**議長**

他にありませんか。

はい。栗田議員。

**栗田議員**

1 番、栗田です。議第 42 号令和 4 年度金山町一般会計補正予算の専決処分について、お伺いしたいと思います。ページ数で言いますと 13 ページになりますが、総務費の、18 節になりますが、シェーネスハイム金山宿泊キャンペーン補助金等、神室一帯に補助金を交付しているわけですが、その中でこのいろんな改革を進めている中で、昨日一昨日ですか、5 月 6 日山新の町長の予定表を見ますと、JR 東日本仙台支社長を訪問というようなことでありましたが、おそらくホテルの内容についても話し合われたと思いますが、もし話せる段階であればどういう話であったのか。お話していただければと思います。

**議長** はい町長。

**町長**

今週の月曜日ですけれども、JR 東日本仙台支社の支社長さんの方に、日程をとっていただきまして、私とそれから産業課長、それから総合政策課長 3 名で表敬訪問ということをさせていただきました。

かねてより、まだ仙台支社の方に支社長の方に私自身一度も訪れたことがなかったということもありまして、日程調整をさせていただいてこの度ようやく叶ったということでありまして、やはり表敬訪問ということですので、こまいお話は正直できる時間はもてなかったといいますか、実質 30 分程度のごあいさつとお話し合いということにさせてはいただきました。

向こうの方でも、支社長さんは当然おりましたけれども、通常取締役、神室振興公社の取締役であります事業部長とそれから監査役であります会計課長、お二人人も同席をされまして、仙台支店の方も 3 名で対応していただきました。

具体的な内容というのはなかなかそんなに細かい話はすることにはなりませんでしたが

ども、まず支社長さんの方からは、これまでもずっと第 3 セクターで町と一緒にさせていただいたことは当然ご承知であり、現在のグリーンバレーを取り巻く公社を取り巻く状況につきましては、事業部長或いは会計課長からは、随時報告を受けているというお話をいただきました。

そんなことで、今現在金山町としても、グリーンバレー一帯公社の関係が伴うホテルレストランを含めて、事業見直しを今図って今後の方針を決めていくんだというお話を申し上げ大変厳しい状況だということは、ある程度認識はされているというお話でありました。

その中で、JR さん自体も当社という言い方されておりましたが、当社 JR においても、やっぱりコロナの影響でここ 2、3 年の業務成績が落ち込んでいるという実態の話もありました。それが令和 3 年度に少しお客さんの戻りが出てきたというようなことはありましたという事で、でも結果的には決算としては、マイナスの決算になりそうだというお話でございました。そんなことから、言ってみれば第 3 セクターで経営してる金山町と JR さんの方での今、振興公社の方について今の事情についてはある程度認識をしているものの、支援という形で大きい形でできるということは、そこまで踏み込んだお話は当然ありませんでした。

それで、これもお話の中に以前も事業部長さんからもお聞きしていることではあるんですが、仙台支社の位置付けとしては、大きな方針を下すというか、そういったことについては、やっぱり本社との協議が必要だと、というようなことは、今回の訪問の際にも支社長さんからそういうお話もお聞きをしたところであります。

しかしながら、社長さんとしましても、何て言いますか、JR さんの持っている情報網といいますか、ノウハウといいますか、そういったことは、積極的に様々な形で情報提供をして、連携をこれからも継続をさせていただきたいという話などをいただきましたので、その点につきましては、私の方でも、お邪魔したところではそれなりの何というかありがたかったと。そんな思いをしまして、そこら辺が成果という具体的な成果ということではあ

りませんけれども、支援を継続するというか、連携して一緒に考えていくというような姿勢を示していただいたことは大変ありがたかったなど、そんな思いをして、実質 30 分程度の面談でしたが、そういった状況でありました。

先ほど申しあげました通り、具体的にこういう事業でいかがですかというような提案と  
いうか、そこまでのお話には当然なりませんでしたが、大卒でのこれからも連携して  
やりましょうということは言うていただきましたので今回の訪問、1 回目の訪問としまして  
は、意味があったのかなというふうに思っているところです。

あと、またこれを機に再度の訪問というか、そういう機会があったらぜひお越しください  
というようなこともおっしゃっていただきまして、そんな形の面談状況でありましたので、  
一応述べさせていただきます。

#### **議長**

栗田議員。

#### **栗田議員**

ありがとうございます。今後ともですね、この今の現在の状況を見ますと、やはり、JR  
東日本と密にこれからも関係を持つていく必要があると思いますので、今後とも JR との関  
係はよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### **議長**

他に質疑ありませんか。

はい。沼澤議員。

#### **沼澤議員**

栗田議員とちょっと関連する部分で、町長の説明の 3 ページ。下の方です。ちょっと 3  
つほど、これは非常に神室については気になっている 1 人で、いつも注目しているいろ  
んな動きを見たいというふうに思っております。

今回、連休の時に、うちの妻がニコットに行ったら大変色んな物を買ひに来る、金山の

人じゃない人が買いに来るということで、あれまだ、神室さキャンプ来た人ではないのかという話になったそうなんです。

是非、状況を見に行きましょうということで、ドライブながら見に行きました。いやいや、あれほどのテント群を見たことはありません。

すごかった。夕方になるとあそこに電気が点いてね。とても本当にここはどこでしょうかと思うぐらい、とても素敵な場に私は見ました。

若いときだったらあそこに舞台でも作って自由にギターで弾いて歌うような場を、俺だったらしたいなんて思いながら去ってきました。

何が言いたいかというと、ここで言う、パンフレット作成等にピーアール宣伝等、それからシェーネスハイムに安い値段で泊めます。補助をします。

いったい、この目的と手段を考えたときに、単にシェーネスハイムの事業をうまくするだけのための、パンフレット作成なり、動画作成なのか。それともここに書いてるような関係人口や交流人口の拡大、或いは、移住の拡大。私はホテルに泊まるのは手段だと思っております。町が考えなきゃいけない。

その先にある目的は一体何なのかっていうことです。

もっと具体的に言うと、PR 宣伝のコンセプトは何にしているかということです。このコンセプトがはっきりしてるのところほど今、これだけの状況でも、人々はそこに集うように動いてるんです。

テレビで見る限り。

これは 3 月の時も、関係人口の拡大云々、運動論としてとらえた場合の関係人口云々を質問しました。

現状、これから質問に入ります。3つです。

ちょっと関係ないこともあります。1つは、あれからどういう具体策が見られているのか、つまりさっき言ったコンセプトかな。いわゆる目的も含めて、この神室一帯シェーネスハ

イムを中心とした神室一帯をどういうふうにしようと、あれから、まだ 2、3 ヶ月ですが、具体的にどういうふうにするのか。

あのテント群を見てどう思ったのか。

見たのかそれとも見ないのか。具体的に私はあそこの現場に立つ、現場に立ってみるといふことの大事さ、これをあの時つくづく思いました。凄いテントでしたね。

1つは今言ったように、交流人口等、関係人口も含めて増やしていくための、具体的事業ってというのは、今後どういうふうを考えているのか、一つ。

2つ目。これも関係することでしょうが、いわゆる協力隊、新しい協力隊を小沼四市さんのところに、行くような人たちの人の協力隊の要請もあってそれも予算を組みましたね。その後どうなっているのかということなんです。

私はああいうふうには、ニジマス、ああいうものを使ったラーメンだとか、大好きなんで、ぜひ、状況がどうなるか、2点目です。

3点目はこの前の、会議で言いましたが、風呂場の休み場所の話です。

あえてもう 1 回言います。後は言いません。あそこはただにすべきです。もっと具体的に言います。ただにすべきです。

そして、じいちゃんばあちゃんが、荷物持って来て、毛布でもいいさけ持ってきてあそこで入って、ペチャクチャしゃべって、風呂さ入ってそういう雰囲気をあそこに作った方がいいんじゃないか。あんなバンドしないでシャッターしないで、あそこをオープンにして自由に使ってくださいと、1日いてもいいさけ、昼寝してもいいさけ、あそこでゆっくりしてけると。

なぜこういうことできないのか。これ、本当に不思議でなんねええ。あんな立派な施設を休ませて誰も使わない。そして風呂やめるのどうのこうの。何を言ってるかっていうふうにする。

もっと、そういう人たちの、立場に立って根に沿って考えてみてくださいよ。

私もこのごろ風呂に行きます。

年を取ったのか、少し農業するとくたびれてきてまず風呂にいきたくなってきた、だから見えるんです。

今まではちょこちょこでしたので、見えませんでしたけども、数行くと良く見えるんですが、現場に立つっていうのは多分そういうことだと思います。

現場に立つということは、あそこに立っただけじゃ駄目なんです。

そこを利用する人たちをどういう精神でどういうことで、あそこを利用してるかちゃんと見ないと。これから高齢化ってきますよ。私、つくづく思う。

風呂さ入りたくなってくる、だとすればそういう雰囲気づくりを、やったらどうかということ。やめるのやめないの。風呂に入れば、ここやめないように、「にしゃ頑張れ」よく言われます。本当に、もう少し住民高齢化の状況の中で、あそこの風呂場を考える。

どこまでできるかはこれから未知数ですけども、そういうことをもう少し、これこそ町民、町民にたつというけど、町民っていうのはどれを言ってるのか。どの立場の人を言って、町民立った町政という言い方をするのか。

風呂場考えたら、私は、少し年いった人たちがくたびれてきて風呂に入る、ペチャクチャしゃべる。

こういうことです本当にこまいことですよ。

なぜこんなこと言うんだとどういうか知れないけど、そういうふうにして使いやすい、行きやすい、そういうふうにして、もう少し頑張ったらどうかというふうに思いました。以上。

具体的事業はどういう方向に少し検討したりしてるのかっていうのが1つ、協力隊の現状、風呂場の待ち場あそこどうするかということ。3つ。

何回もしましたけど、あとしませんので、お答え願えれば私の質問は終わりです。以上。

**議長**

はい。町長。

## 町長

今、3点についてご質問いただきましたので、まず私の方からお答えできるところお答えして、あとちょっと不十分なところとは補足、産業課長なりからしていただくようにしたいと思います。

まずは、あれから2ヶ月ぐらいで、その後のグリーンバレーに関して具体的な新しい提案といたしますかそういったことの、状況というようなことでお話しはありましたが、実際は今のところは、動きとしては新しい動きはありません。

というのも、町民説明会という形で、5月の24、25、26のこの3日間についてグリーンバレーばかりではありませんけれども、まちづくりについて説明する機会、そして意見交換をする機会というふうに設定をしておりますので、そこに向けては、4月の20日に全協でお話した内容、それから4月22日に有屋地域、いわゆる要望書をいただいた方々との、説明そして、意見交換それらをまずは、その内容で、5月の説明会にも臨むという基本的な形を考えておりますのであれから、さらに加えた形というところでは今のところはされておられません。

ただ、やはりあの時もちょっと申し上げたのは今時点の考え方ということで、まずはグリーンバレーのあり方について、つきましても答えを含め、考え方を申し述べたところであります。そんなところを、まだ1ヶ月の間ですから、早々にはそれをそれに加えてどうのこうのという動きではありませんが、ただ1つの動きとしては、先ほど申し上げた仙台支社の方に、お邪魔したとか、それからあと、1つの、動きになろうかと思いますが、JRさんからの紹介、というか、強い紹介ということではないか、なかったかもしれませんがスノーピークさんというアウトドアを全国展開でやられているところがあるんですが、その方がたが、アウトドア等、宿泊をつなげたその事業を展開したいんだと、いうお話ですすでに何県かでやられているそうですけれども、それらについて、このシェーネスハイム金山、或いはそのこの一帯で、アウトドアをしながら、宿泊をするというような、一つの形だそうですが、

研修の一環として、各事業者さんの研修の一環として、平日にそういったこともスノーピークさんということでも一つの事業としてやられてるそうですが、それらについて、金山さんで取り組む意思はどうかというような申し出もいただいております。

ただ、なかなかやはりお話を聞きますと、ハードルもかなりそれなりの高さがありますので、初期投資も当然ございますそれから、月々の何とかそれを、維持するためのソフト面での金額がかかってくるとか、そういったこともありますしあと、やはりそのアウトドアとかスタッフとしても、それなりにスタッフが 3.4 人必要かもしれないとか、そんなこともあるようです。そんなことからすると、その話がすごく魅力もありますけれども、すぐさまそれじゃあ乗っていきましようかっていうところまでは、今のところ至ってないところですが、そういう情報をいただいて、こちらの方に、アプローチをしていただいて、打ち合わせを実際やった経緯もございます。

先ほど、沼澤議員もありましたが、キャンプ、連休のキャンプ私も 2 回、5 月の 3 日 4 日の夕方へ行ってきました。やはり素晴らしい数のテントが張り巡らされているというところは、私もメモしております。

やっぱりあそこの空間にすごくやっぱりキャンプもあうなという感じもしました。

それで、その可能性と、たまたまスノーピークさんの話も、ちょっとありましたから、そっちの可能性は、やっぱり魅力的な部分として、作り上げることは可能かなという部分はあるかもしれません。

ただ、収益面でも、キャンプとそれから、そういったところでは、何とか収益面では必ずしも、大きい収益には今のところ繋がって行ってないという現実もありますので、なかなかそこら辺は、可能性を再度様々模索する中の一つとしては、さらにこう話を聞いて、こういったことができるかどうか、そういう模索はしていく必要があるかと思っておりますけれども、そういった若干の動きはありますけれども、大きくは先ほど申し上げましたが、4 月の段階からこの 5 月の説明会に向けては、大きな方針をこう新たに加えた形でというところ

ろは、今のところはされていない状況であります。

あと、地域おこし協力隊の関係では、今現在、応募者がいないと。この前の養殖関連した地域おこし協力隊について、それらに限定した形で募集をかけた分については、今のところ応募者がいなかったということで、また、募集は、継続はいたしておりますが、9月まで継続しておりますが、今時点では、応募者がいないという状況です。この事業を地域おこし協力隊を募集にあたっては、それなりの脈がありそうな話もちよっと聞いたこともありまして、この話にじゃやってみましょうということになったんですが、いざ、蓋を開けてみますと、それらに応募してくれる人材が今のところいないと、そういったところの状況でございます。

あと、風呂場の件につきましてといいますか、これも一つの動きと動きなんですけど、明日ですけれども、神室興公社の職員、風呂場職員と言っていいか、スタッフの方々、支配人にそれから副支配人2人合わせ3名プラス、実際はその遊学の森の管理の方を担当している職員合わせて4名になるかと思いますが、その職員と私どものグリーンバレーの検討についての事務局といいますか、そちらの職員6、7名になりますが、それで明日午前中に、様々なことについて打ち合わせをし、意見交換をする予定としております。

その中で、先ほどの休憩場の関係もございましたが、それらを無料という話までそこが実際どうかっていう話も、私はしたいと思っておりますけれども、そういったことで、神室振興公社の職員、いわゆる現場サイドと、こちらの方で、まずすり合わせを改めてさせていただくと、あと、これはなぜそういうことをするかということ、もう一つのきっかけとしましては、4月22日に、有屋地域の方々との話し合いをした時に、やっぱりグリーンバレー自体、公社と言っていますか、その自体の経営努力が足りないんじゃないかというような、厳しい声もあります。

なんですか。私からすると、その都度その都度経営努力をした結果が今の状況だと、いうふうに、本当にこれはデータから見るとそういうことだと思いますが、それをその経営

努力が足りないという言葉でひとくくりになってしまうのは、ちょっとこう、いかがなものかなというふうな思いもありますが、ただ、そういう意見が確かに出されたということ踏まえて、公社の職員としても、それらを自覚してもらい、さらにその経営努力のために、何ができるかというところを、町の担当側と公社の職員みずからで、少し方向性として、何か新しい方向性とか、そういったこともできないかとか、そんなことも期待しながら、明日午前中、時間を割いて意見交換をする予定であります。

ただ、沼澤議員最後は、特にホットハウスカムロについてやるとか、やめないとか、やるとか、やめるというそんなこととうのは、もうちょっと大きい形でやっぱり今は捉えた形で、グリーンバレー全体をどうするか、町の財政状況を捉えた場合に、果たしてこのままやっていくべきかという、大きい捉え方をしている。

その中の、やっぱりこう大きな課題としてそこがあると、そういう見方は、していく必要があると思っています。

それぞれ、町民の方々は自分のこの何ていうんですか、趣味とか、それから好みとか、そういうものにとって、合致する部分と合致しない部分があると思います。

そうした場合に、全町民にとって、全部を合致させるようなやり方っていうのは、当然難しいと。それにはやはりその、選択化、重点化、そういった部分も当然必要になります。

そこら辺をですから、例えばアンケート調査を見ましても、希望される方も多いことが多いですが、ただ全体から見ると、一定の割合だと言う見方もできます。

そこんところを、まだ今時点の方針案しか示しておりませんので、まだまだ修正をするという、ことにもなるかもしれませんが、それはそういう意味で、これからの町民説明会なり、そういったところでまた意見をお聞かせをいただいてというふうな形で考えているところです。

あと、不十分なところを産業課長お願いしたいと思います。

**議長**

いいですか。

他にありませんか。星川議員。

### 星川議員

はい。8番星川です。議第38号令和3年度金山町一般会計補正予算14号の専決処分の14,15ページ。寄付金、金山ふるさと寄付に関連してなんですが、4月からリンベルに業務委託しまして、その取り扱い業者に対するその説明会がですね、コロナのために書類だけになってしまって、直接お話しっていうか説明なんかを聞けなかったんですね。書類を読みまして4月になりました。

最初でしょっぱなからですね、依頼っていうのが、業者、宅配業者さんから来る予定だったんですけども、最初だからかわからないんですが、いきなり郵便局の郵送で来たんですね。

これまず、書類と書いてること違うなと思いながら、そしたら次回からは、また、うちは宅急便なんですけど、宅急便さんが何かこれきたんですよっていうことで、よくわからないことが、ちょっとありまして、書類読んでもその問い合わせは、やっぱり窓口がリンベルさんになってまして何回かわからないことを電話かけました。

まず町がですね、どのようなふるさと納税に対しての体制をとってるのかちょっとわからないんですが、新商品、返礼品の新商品をうちで申請してみました。

で、リンベルさんの方が、多分その商品を町に承認してもらわないといけないと思うので、そこのところもわからないんですが、町でOKであれば、その業者に、はい、OKですよ、新商品として認めますよっていうふうになって、返礼品が増えることになると思うんですけどもそれがちょっと時間かかり過ぎてるような感じするんですよ。やっぱりその時間もつたいないですよ。

やはり敏速にやらないと、ふるさと納税の増減にも関わってくるので、そういうところを、町とリンベルさんと、どういうふうになってるのか例えば、新商品を審査するのは1ヶ月

に1回ですよとか半年に1回ですねそういうふうなところもわからないですし、ふるさと納税の返礼品をふやす課題についても、そのリンベルさんに全部一任にしているのか、町でどのくらいふるさと納税に対して仕事が残っているのか。

そこの割合とか内容とか、そういうのちょっとわかりましたらお願いいたします。

## 議長

総務課長。

## 丹敏雅総務課長

私の方からちょっとわかる範囲で、すいませんお答えをしたいと思います。

4月からリンベルに業務の多くの部分をお願いをして、新たな形でふるさと納税に取り組んでいって、今、過渡期でいろいろとご迷惑をもしかしたらお掛けしてることがあったのかもしれませんそこは、お詫びをしたいと思います、基本的に町はこれまでやってきた町が手前でやってきた部分を、リンベルが賄う、受け付け業務から発送業務まで、その大きな部分はもうお願いをするってことはまず間違いありません。

この間の新商品の関係で決済が廻ってくるがありました。

その中でこの商品については例えば、金山の産品がどのぐらいの割合かってことも含めて、審査していくような形でした。

リンベルにしてみれば、全体の総事業展開を図る、その商品の魅力あるなしなんてそういったところは得意分野であろうかと思えます。

一方で、地元産のものが、特産品がどの程度、例えばどういう形で使われてるかなんてのは、やはり地元の間がわかることなんだろうというふうに思います。

その辺の住み分け、今明確にどうのということはないんですが、今、お互いのその状況、やりとりしながら、判断をして、繰り返しになりますけれども、まだ実は、まだまだ過渡期的なものですから、うまく住み分けも行かずに、どうしても手間がかかってしまっているということがあるかもしれません。

その辺改めて、少し確認をしながら、調整できるところは調整をさせていただきたいというふうに、今のお話を伺って思ったところでございます。

まず、以上です。

**議長**

星川議員。

**星川議員**

返礼品の数によってふるさと納税、寄付による収入が増えるのは間違いないと思うので、前回説明会が開かれなかったものですから、多分扱ってるリンベルさんだって、多分その業者さんうちもそうなんですけど、ちょっと戸惑うところがありまして、少しまた機会ありましたら、業者さんで集まって意見交換、やっぱりしたらどうかなあというふうに、状況変わったので思いますので、その提案をいたしたいと思いますよろしく願いいたします。よろしく願いいたします。

**議長**

はい。総務課長。

**丹敏雅総務課長**

まさに今、星川議員からいただいたお話の通りだと思います。直接相対でやりとりすることで、より理解が深まるってことは間違いないと思います。

コロナの状況を見定めながら、時期を見て、リンベルと町と、そして事業者の皆さんと、そうして場合によっては、町長と意見交換できるような場を設定できればというふうに考えます。どうぞよろしく願いいたします。

**議長**

他に質疑はありませんか。

ないようですので、これで第38号から42号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 38 号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 38 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 39 号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 39 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 40 号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 40 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 41 号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 41 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 42 号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 42 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 43 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

**議長** 柴田議員。

**柴田議員**

5 番、柴田です。10 ページですね、歳入の 14 款、生費国庫負担金、補正が 393 万ほど。補正されておりまして、その中でですね、2 節の児童福祉負担金とあります。今大変、子育て等々で、お難儀されながら、お母さんたちも勤めております。

子育て世帯生活支援特別給付事業負担金ってのはちょっと、詳細に説明お願いしてもらっていいですか。

**議長**

正野健康福祉課長。

**正野学健康福祉課長**

はい。ただいま柴田議員さんからご質問いただいた件につきましては、令和 3 年度にも一度、を行っている事業でありましてそれについて、令和 4 年度についても引き続き国の方で、行いたいということなんですが、大きく言いまして支給対象者から申し上げますと、まず一番大きいのが、児童扶養手当を受給している方、なんですが、この部分につきましては、実施主体は県となっております。ですので、町の方では、対象者等は全部県の方でわかっておりますので、そちらの方で対応するという事です。

それから町の方で実施主体となる部分が、4 年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯ということで、4 年度になりまして、住民税の税情報が確定した段階で、これらがはっきりするわけですが、その段階でその対象となる人たちにお配りすると。

給付額につきましては児童 1 人当たり一律、5 万円ということで考えているところです。対象の児童の見込みですが、令和 3 年度では 35 名だったんですが、今回の見込みでは、若干ちょっと多めに見まして 45 名ということで、見ているところであります。それについ

での、トータルでの金額での歳入というふうなことで、よろしく申し上げます。

**議長**

柴田議員。

**柴田議員**

はい。わかりました。県主体でやって、このように支援をしていただくというのは大変ありがたいことだと思っております。

あとですね、ちょっと今、心配していることがあるんですが、小さい子供を持ったお母さんが、自分も仕事をしたいと言って頼みたいと。断られたっていうんですな。なんでこんな子供にないのに、断るぐらい忙しいのかなあと。いっぱいなのかなというふうに、不思議に思ったんですが、

8名の枠の1人に漏れたという話も聞いて、その辺、どうなのかなというふうに思って、調べてみたんですが、何か保育所の先生が育児休暇で何か休んでいて、あてはまらなくなったという話聞いてますが、何とかですねその辺、幾らもないお子さんを預けられないという状況、いろいろな事情もきまりもあると思うんですが、この辺についてちょっと伺いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

**議長**

健康福祉課長。

**正野学健康福祉課長**

今、ただいま柴田議員からおっしゃられた状況、どのケースなのかってことはちょっと今ここで、はっきりはちょっと把握できていないんですけども、ただ考えられることとしては、やはりおそらく未満児だと思いますが、その制度の中で、やっぱり小さな小さくなればなるほど、そのお子さんにかかる手間が、かかるものですから、先生1人が見れる子供の数というのが、すごくこう少なくなってきました。それで、そこと園全体というか、認定子供園全体のその先生の、バランスその辺でやっぱり未満児を受け入れできる人数の

上限がどうしても、8人だったり9人だったりというところで、設けられてしまっているところはあると思います、保育士の方が、休業、休んでいるというふうな状況については、ちょっとこちらの把握、ちょっとそのせいで入れなかったっていうところはちょっと、確認できていないんですけども、園とも今後、少しずつ協議しながらですね、可能な限りですけれども、園の内部事情もあると思いますので、その辺についてもご指摘の部分、十分に留めて仕事をして参りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**議長**

はい。柴田議員。

**柴田議員**

課長からいろいろ答弁いただきました。いろいろな事情があって当然こういうふうに預けられてなくなったわけですが、そういうことがあっていいのかなと。どんどん子供を産んでください。子供は宝です。我々もそう思ってますし、町全体でもそういうふうなことを考えながら、その事情もわかりますけどもいつでも、そういうことができるように、そして、働きながら子供も園に預けられるような体制ですね、いろいろその辺のなんて言いますかね、経済的なこともあると思いますが、そういうことはあってならないなというふうに強く思いましたので、そのことをお願いして終わります。

**議長**

他に質疑ありませんか。ないようですので、

中村議員。

**中村議員**

2番中村です。私からは、DNSSの基準局についてちょっと伺いたいんですけども、このたびのこのDNSS基準局、これ設置となりますと県内でも、また全国的にも、自治体が設置するってのは大変珍しいじゃないかなと。この金山町公文書情報公開条例、全国に先駆けて、制定した町としても、このDNSS基準局の設置ってのは、大変有意義な事業だという

ふうに思います。

実際友人などの農業関係の方々からの、大変期待をかけられておりました、また最近では農業だけではなく、林業、建設業かなり幅広く活用されております。

これについても各業種の方々、働き手の減少などによって、やはりこの ICT 技術の導入というのは大変重要になってきているということでもあります。

そこで今回聞きたいのが 1 つが、基準局の位置情報の利用者この利用できる方々限定されるのか、或いはオープンな形で誰でも利用できるのか。それからもう 1 点が今後のタイムスケジュールについてです。

オープンな基準局となりますと、県内では鶴岡にあります山大農学部、ここでオープンな基準局を設置しております。その他には各民間の企業や、個人で設置している方もいらっしゃるかもしれませんが、誰でも利用できるという形となりますと、やはりここは自治体で設置するというのが大変理想的なことであると思います。

それからもう 1 点タイムスケジュールなんですけれども、農業関係では、最近ドローンが大変普及しております、6 月に入りますと、除草剤の粒剤を散布する方もいらっしゃいます。

そのような方々にとっては、できるだけ早く設置してもらいたいという声もあります。

それから森林組合なんですけれども、この ICT の技術を利用した事業をこれから取り組む予定があるということで、こちらでも、できれば早めに設置していただきたいというふうな要望を聞いております。まずこの 2 点についてちょっと伺いたいと思います。

## 議長

川崎産業課長。

## 川崎勉産業課長

はい。ただ今のご質問の DNSS に関しましては、経緯を申し上げますと、3 月の末に、中

村議員もご承知だと思いますが、建設業組合、森林組合と農協、農業委員会、認定農業者協議会の連名で、町に対しまして、DNSS 基準局の設置に関する要望というものが出ておりまして、これに対応したような形で、早急にできるだけ早急な設置が必要ということで、今回の臨時会の方に提案をさせていただくものとなってございます。

まず 1 点目でございます。基準局を設置した情報、位置情報を使用される方が、特定限定されるのか、誰でも可能かということでございますが、今現在ちょっとそこら辺の想定というのが、まだしてございませんので、いろんなところで、全く限定しないでオープンにしても何ら支障がないということであれば、できるだけオープンにはしたいと思っておりますが、何か課題とか問題等がないかは今後ちょっと、そういった状況を踏まえて判断させていただきたいと考えております。

続きまして 2 点目、タイムスケジュールですが、ちょっと正直見積書はいただいておりますが、日程的なものを、製品の発注から期間を要するところがちょっとまだ確認ができておりませんが、まずは本日、ご可決いただいたら、直ちにその製品の方の導入に向けて早急な対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

## 議長

中村議員。

## 中村議員

ぜひオープンな形で、誰でもできるようなやり方にさせていただいた方が、公共の立場で設置するということも考えますとそれが理想的というふうに思います。

スケジュールに関してもできるだけ早く、いろいろあろうかと思っておりますけれども、早くお願いしたいということ、それからもう 1 点ちょっと注意していただきたいんですけども、実は私個人でも基準局うちの小屋立てしております。

それからうちのトラクター 2 台にも、子機といいますか、移動局二つ、使ってるんですけれ

ども、農業利用するについては、この役場に建てる基準局の位置情報、それほど正確にとらなくても利用できます。

ただ測量となりますと、かなり厳密に、アンテナの場所の位置情報を把握しないと、測量であまり利用価値が少なくなってしまうという懸念もあります。法務局の公図とか、個人情報、これについても今後、この位置情報も、開示するっていう話を聞いておりますので、このような点を踏まえて測量に使うとなると、この役場に立てる位置情報を何センチ単位まで、ある程度把握しないと、測量では使いにくくなるということもありますんで、設置までは、それほど、大した苦勞ではなかったんですけども、その自分のアンテナの場所を把握するのに私が、がやったのが 2 日ほどから回して、その位置情報、それを、東山にある基準局の情報と照らし合わせて計算するというやり方だったんですけども、そのような、ちょっと、設置してから若干手間取りますんで、そのような点も踏まえて、正確な位置情報を把握していただけるように、ちょっと検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

#### 議長

他に質問ありませんか。

はい。大場議員。

#### 大場議員

3 番、大場です。私からは 1 つなんですけども、健康福祉課所管になります。3 款、1 項の老人福祉センターのやくし苑の工事についてお聞きしたいと思います。

町長説明にもありました。老朽化が著しい給水管工事や段差解消といったバリアフリー化の拡充に加え材料の高騰もあってということで補正予算となっていると思います。

3 月の議会の時にも現場の方見させていただいて説明を受けたところでございます。その中、なんですけども、先ほど総務課の課長からも説明ありました通り、指摘的部分が若干あったような話をされていたようです。

そのバリアフリー化の拡充に向けて、どういった点の指摘部分があったのか、また、バリアフリー平にするだけでなく、出入口の間口の観点からも、様々な指摘部分等などがあったのか、併せてお伺いしたいと思います。

**議長**

総務課長。

**丹敏雅総務課長**

すいません、前段で私ちょっとお答えして、場合によっては正野課長の方からということになるかと思いますが、指摘という部分はあれですが 3 月の両方の常任委員会の皆さんが、何ヶ所か現場を回られた折に、1 番最後にやくし苑もお立ち寄りいただいて、ここ大規模改修する予定なんだというような説明をさせていただいたわけですが、まさにその時に、トイレのこと、トイレ段差ありましたから、そういったことのご指摘をいただいたし、実際に段差を解消すると結構大がかりだということもわかりました。

ここに来て、やはり様々な要因あるわけですけど、資材高騰が誤差の範囲内ではなくなってきたという状況も相まって、さらには、そこに駐車場のエリアを少し広げるなんてこともあったもんですから合わせて、見直しをさせていただいて今回の契約になったということです。

指摘っていうのは厳密に例えば書面でこうこうなっていたというようなものではないんですけども、まさにそのやりとりをさせていただいたその話の中で、なるほど、今回手をかけるのであれば、ここまでやった方がいいというような判断に至ったと、そういう意味合いでございます。

以上です。

**議長**

健康福祉課長。

**正野学健康福祉課長**

はい。それでは私の方、ちょっと若干ちょっと詳しい修正、改修の内容ですけども、トイレにつきましては、3月の議会の時に議員の皆さんに見ていただいたときのお気づきになったと思いますが、若干段差がありました。床からトイレの床までの間、15センチぐらいありますが、それを今回の改修では、トイレ側を床の方に合わせるために、上げますトイレの床を上げるための工事をします。それは、トイレだけではなくて浴室も同じようにすべてを上げる。床を上げると、それで、それに伴って、下にある配管をですね、見ていただいたときに、業者さんから建築当時の配管そのままになって、大分老朽化してるということでこれも、今後ここいろいろ使うのであれば変えたほうがいいというふうなこともあって、配管の部分を変えさせていた、あとバリアフリーの関係でもう一つ言わせてもらえば、玄関の入口をですね、今直線的な階段で上ってるんですがどうしても、距離が短い部分階段の高さが若干出てくるんですがそれを、回すような形でRを作るような形で設計してるんですがそうすることによって、段数をちょっと多くして段の高さを大体、8センチとか9センチぐらいの高さで考えてます。

イメージでいくとこれが設置集団接種の会場で、皆さんお帰りになるときに出てくるときに階段の高さぐらいっていうふうな想定で考えております。こういったところでちょっとバリアフリーを、検討したところでした。よろしく申し上げます。

**議長**

大場議員。

**大場議員**

はい。ありがとうございます。高齢者並びに、車椅子等使う上でも、バリアフリー化の拡充の方は必要だと思います。

私は、またその出入口の幅、もう少し見ていただければなど、あの時は思いました。

やはりそういった方々にとりまして、動き、スペースぎりぎりだと、動きづらいかと思いますので、そういった、点も考慮していただきながら、今後の改修の方に、尽力を注いで

いただきたいと思しますので、お願いしたいと思います。以上です

**議長** 他にありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで、

議第 43 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行いません。

議第 43 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 43 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 44 号から議第 45 号までに対する質疑を許します

質疑はありませんか。

ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで、

議第 44 号から 45 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議第 44 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 44 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 45 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 45 号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 7 議員提出議案の一括上程

### 議長

日程第 7 議員提出議案の一括上程を行います。

発議第 4 号 ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会の設置に関する決議

以上 1 件を上程します。

## 日程第 8 趣旨説明

### 議長

日程第 8 趣旨説明を求めます。

それでは、発議第 4 号の説明を求めます。柴田議会運営委員長からお願いいたします。

### 柴田清正議員

(発議第4号朗読、説明省略：議案書のとおり)

どうも、ありがとうございました。

## 日程第9 議案審議

### 議長

日程第9 議案審議に入ります。

それでは、発議第4号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第4号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第4号は原案の通り可決されました。

ここで暫時休憩しまして、委員長並びに副委員長を互選するための「ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会」を開きますので委員の方は議員室にお集まりください。

暫時休憩します。

---

議長 休憩を打ち切り再開します。

ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長には、須藤典夫委員、副委員長には、大場洋介委員が互選されましたので、よろしくをお願いします。

#### **日程第10 閉会中の継続調査の件**

##### **議長**

閉会中の継続調査の件を議題とします。

ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員長の方から閉会中の継続調査の申し出がありましたので事務局より配布いたします。

(事務局配布)

それでは、ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員長の方から説明を求めます。

須藤委員長

##### **須藤典夫議員**

(議案書のとおり)

以上です。よろしくをお願いします。

##### **議長**

ありがとうございました。ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よって、ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### **日程第11 閉会**

##### **議長**

これで、本臨時会の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和4年5月金山町議会臨時会を閉会します。どうぞご苦労様でした。

(12時9分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

矢口政一

署名議員

早坂憲明

署名議員

栗田保則